

IV 参 考 资 料

福祉医療制度について

1 概要

県民の健康管理の向上と福祉の増進、経済的負担の軽減を目的に、医療費の自己負担分を県と市町村で助成するもの。

2 事業実施主体

市町村(事業費の1/2を県が補助)

3 対象者

(1) 子ども

ア 対象者の範囲

中学校卒業まで(15歳の年度末まで)の子ども

イ 所得制限

なし

(2) 重度心身障害者

ア 対象者の範囲

(ア) 特別児童扶養手当1級の方

(イ) 障害年金1級の方

(ウ) 身体障害者手帳1・2級の方

(エ) 療育手帳の判定がAの方

イ 所得制限

なし

(3) 母子家庭等

ア 対象者の範囲

(ア) 18歳までの児童(18歳の年度末まで。以下同じ。)を扶養している配偶者のない女子及び当該18歳までの児童

(イ) 父母のない18歳までの児童

イ 所得制限

所得税非課税の者

(4) 父子家庭

ア 対象者の範囲

18歳までの児童を扶養している配偶者のない男子及び当該18歳までの児童

イ 所得制限

所得税非課税の者

4 助成内容

医療保険の自己負担分(入院時食事療養費を含む。ただし重度心身障害者は限度額適用・標準負担額減額認定証を提示した場合に限る)を現物給付。

(県外医療機関等については償還払い。)

5 令和2年度福祉医療費助成実績

(1) 県全体実績

区分	対象者		件数	福祉医療費 助成額	年間 受診率	1人当たり 助成額	1件当たり 助成額
	人		件	千円	%	円	円
子ども	223,193	入院	14,298	918,255	6.41	4,114	64,223
		入院外	1,472,476	3,827,057	659.73	17,147	2,599
		歯科	410,414	957,252	183.88	4,289	2,332
		調剤	782,712	1,517,868	350.69	6,801	1,939
		その他	41,307	138,098	18.51	619	3,343
		計	2,721,207	7,358,531	1,219.22	32,969	2,704
重度心身 障害者	40,939	入院	74,094	2,712,274	180.99	66,252	36,606
		入院外	561,870	2,072,437	1,372.46	50,623	3,688
		歯科	75,685	235,837	184.87	5,761	3,116
		調剤	349,965	1,309,851	854.85	31,995	3,743
		その他	19,147	224,743	46.77	5,490	11,738
		計	1,080,761	6,555,142	2,639.93	160,120	6,065
母子家庭等	29,888	入院	1,562	87,055	5.23	2,913	55,733
		入院外	200,410	571,800	670.54	19,131	2,853
		歯科	54,052	181,792	180.85	6,082	3,363
		調剤	105,414	272,519	352.70	9,118	2,585
		その他	12,891	39,045	43.13	1,306	3,029
		計	374,329	1,152,212	1,252.44	38,551	3,078
父子家庭	1,298	入院	91	5,659	7.01	4,360	62,188
		入院外	6,789	20,597	523.04	15,868	3,034
		歯科	1,909	7,202	147.07	5,549	3,773
		調剤	3,633	11,649	279.89	8,975	3,207
		その他	480	1,782	36.98	1,373	3,713
		計	12,902	46,890	993.99	36,125	3,634
合計	295,318		4,189,199	15,112,774	1,418.54	51,175	3,608

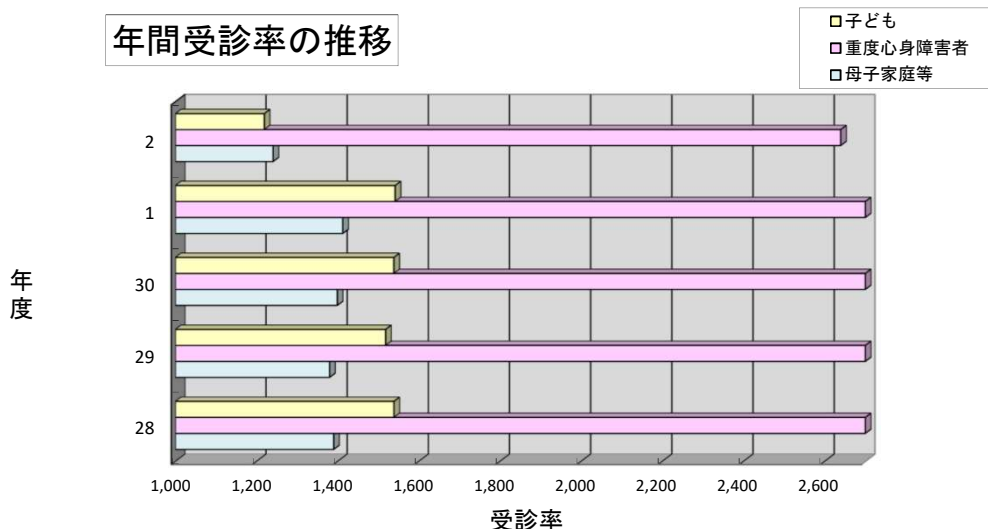
(注1) 医療費は千円未満四捨五入

(注2) 入院時食事療養にかかる費用は、入院に含む。

(注3) 対象者数は、(2)市町村別実績(142～145ページ)の対象人員の県計である。

(注4) 年間受診率とは当該年度の診療件数を当該年度の月末現在の平均受給対象者数で除して100倍したものである。

年間受診率の推移



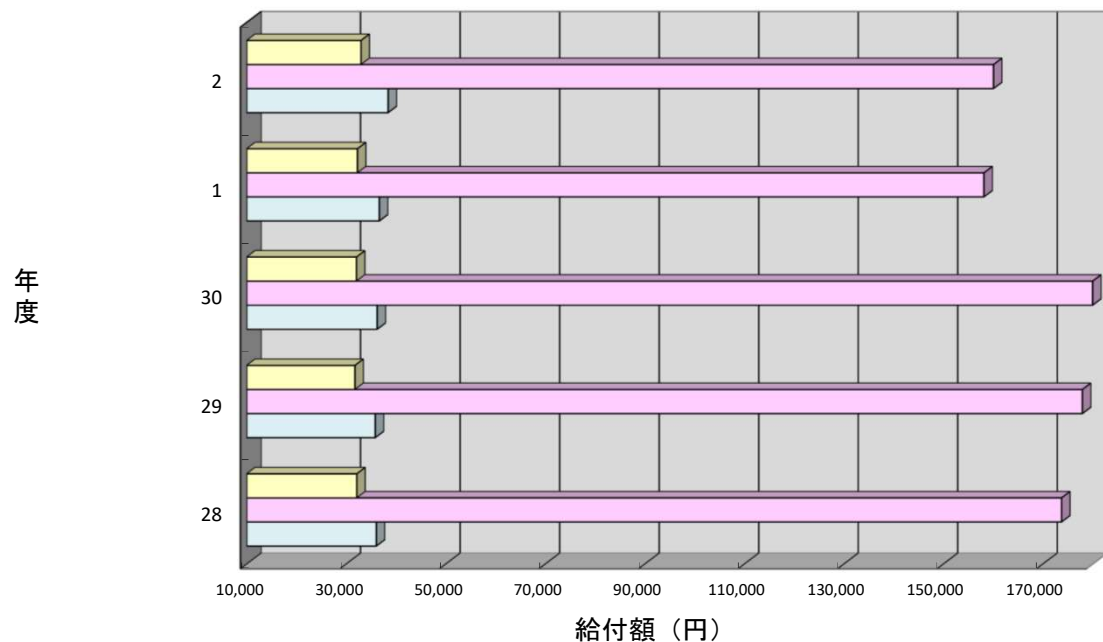
(注) 受診率には調剤その他含む。

(注) グラフでは、母子家庭等に父子家庭も含む。

5 令和2年度福祉医療費助成実績

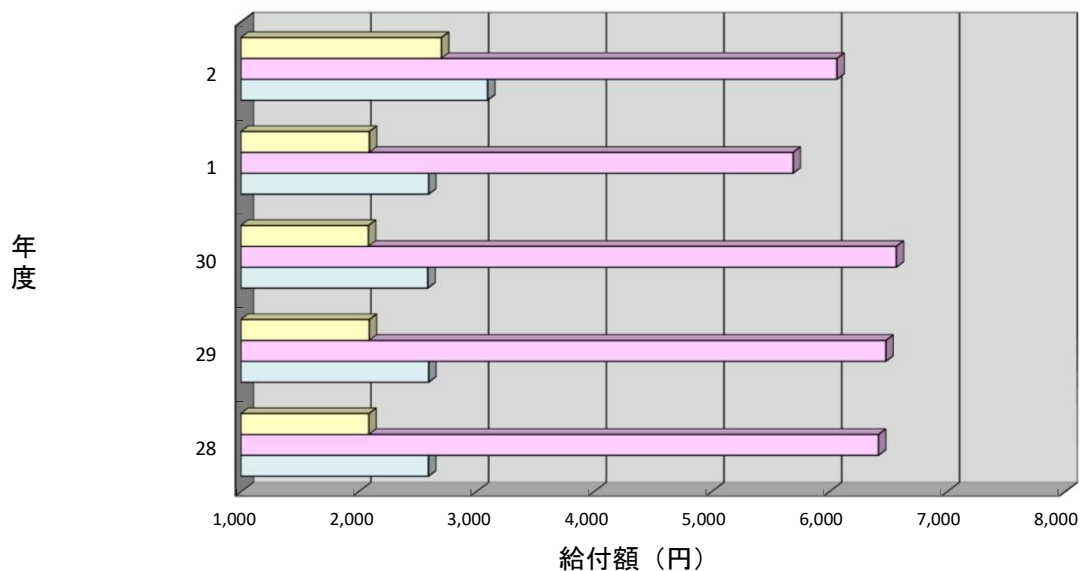
1人当たり助成額の推移

- 子ども
- 重度心身障害者
- 母子家庭等



1件当たり助成額の推移

- 子ども
- 重度心身障害者
- 母子家庭等



(注) グラフでは、母子家庭等に父子家庭も含む。

5 令和2年度福祉医療費助成実績

○ 子 ど も

市町村名		対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費助成額	1件当たり 助成額	1人1月当たり 助成額
		人	人	件	%	円	円	円
1	前橋市	39,065	468,781	510,999	109.01	1,118,101,928	2,188	2,385
2	高崎市	44,891	538,693	584,298	108.47	1,268,263,071	2,171	2,354
3	桐生市	9,443	113,317	126,383	111.53	306,415,335	2,424	2,704
4	伊勢崎市	27,311	327,737	331,617	101.18	707,255,385	2,133	2,158
5	太田市	28,908	346,897	318,114	91.70	668,829,618	2,102	1,928
6	沼田市	4,688	56,251	58,024	103.15	126,387,283	2,178	2,247
7	館林市	8,064	96,772	86,070	88.94	172,186,950	2,001	1,779
8	渋川市	7,345	88,142	80,679	91.53	181,582,872	2,251	2,060
9	藤岡市	6,592	79,104	87,181	110.21	186,353,769	2,138	2,356
10	富岡市	5,080	60,963	55,338	90.77	123,543,514	2,233	2,027
11	安中市	5,416	64,993	65,917	101.42	143,823,433	2,182	2,213
82	みどり市	5,795	69,545	79,320	114.06	164,727,778	2,077	2,369
28	榛東村	1,845	22,141	23,418	105.77	51,894,473	2,216	2,344
29	吉岡町	3,416	40,990	42,664	104.08	94,632,943	2,218	2,309
33	神流町	53	641	389	60.69	732,801	1,884	1,143
35	上野村	103	1,238	875	70.68	1,782,393	2,037	1,440
37	下仁田町	349	4,186	3,688	88.10	7,466,100	2,024	1,784
38	南牧村	35	418	374	89.47	1,057,347	2,827	2,530
39	甘楽町	1,338	16,058	15,430	96.09	33,974,824	2,202	2,116
41	中之条町	1,421	17,054	13,664	80.12	31,205,039	2,284	1,830
44	長野原町	449	5,390	3,786	70.24	9,107,448	2,406	1,690
45	嬭恋村	917	11,004	6,788	61.69	15,050,389	2,217	1,368
46	草津町	452	5,428	4,236	78.04	10,557,863	2,492	1,945
48	高山村	332	3,983	3,214	80.69	6,831,069	2,125	1,715
83	東吾妻町	1,070	12,835	9,826	76.56	22,499,038	2,290	1,753
51	片品村	350	4,198	3,532	84.14	7,683,543	2,175	1,830
52	川場村	373	4,479	4,686	104.62	10,346,469	2,208	2,310
56	昭和村	843	10,113	10,013	99.01	20,392,027	2,037	2,016
81	みなかみ町	1,502	18,019	18,844	104.58	40,736,733	2,162	2,261
60	玉村町	3,947	47,358	43,729	92.34	105,651,895	2,416	2,231
66	板倉町	1,475	17,695	14,507	81.98	28,981,152	1,998	1,638
67	明和町	1,283	15,394	14,182	92.13	30,641,552	2,161	1,990
68	千代田町	1,270	15,239	12,822	84.14	25,811,193	2,013	1,694
69	大泉町	5,027	60,318	55,200	91.51	105,270,639	1,907	1,745
70	邑楽町	2,745	32,937	32,488	98.64	66,621,708	2,051	2,023
計		223,193	2,678,311	2,722,295	101.64	5,896,399,574	2,166	2,202

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。

5 令和2年度福祉医療費助成実績

○ 重度心身障害者

市町村名		対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費助成額	1件当たり 助成額	1人1月当たり 助成額
		人	人	件	%	円	円	円
1	前橋市	7,140	85,669	201,504	235.21	1,094,106,140	5,430	12,771
2	高崎市	7,417	89,002	195,846	220.05	1,103,289,959	5,633	12,396
3	桐生市	2,673	32,066	77,507	241.71	394,754,685	5,093	12,311
4	伊勢崎市	3,894	46,722	108,655	232.56	550,118,058	5,063	11,774
5	太田市	4,166	49,996	117,767	235.55	615,036,643	5,222	12,302
6	沼田市	1,203	14,427	27,164	188.29	178,408,865	6,568	12,366
7	館林市	1,430	17,158	39,157	228.21	195,767,145	5,000	11,410
8	渋川市	2,129	25,547	54,104	211.78	307,597,953	5,685	12,040
9	藤岡市	1,326	15,903	35,124	220.86	207,034,608	5,894	13,019
10	富岡市	995	11,944	22,439	187.87	128,887,434	5,744	10,791
11	安中市	1,301	15,611	30,684	196.55	199,672,972	6,507	12,791
82	みどり市	1,041	12,486	28,052	224.67	168,616,890	6,011	13,504
28	榛東村	292	3,495	7,122	203.78	47,654,442	6,691	13,635
29	吉岡町	413	4,953	10,423	210.44	62,809,420	6,026	12,681
33	神流町	72	870	1,667	191.61	10,319,545	6,190	11,862
35	上野村	34	411	630	153.28	4,842,121	7,686	11,781
37	下仁田町	216	2,596	4,856	187.06	25,969,083	5,348	10,003
38	南牧村	68	816	1,333	163.36	10,557,705	7,920	12,938
39	甘楽町	269	3,232	6,008	185.89	38,907,843	6,476	12,038
41	中之条町	407	4,881	9,212	188.73	61,724,277	6,700	12,646
44	長野原町	126	1,501	2,615	174.22	17,472,172	6,682	11,640
45	嬭恋村	214	2,566	4,194	163.45	32,200,220	7,678	12,549
46	草津町	177	2,130	4,184	196.43	27,265,439	6,517	12,801
48	高山村	90	1,072	1,746	162.87	14,413,526	8,255	13,445
83	東吾妻町	362	4,347	8,207	188.80	50,267,574	6,125	11,564
51	片品村	123	1,470	2,668	181.50	17,191,337	6,444	11,695
52	川場村	78	932	1,987	213.20	12,403,818	6,242	13,309
56	昭和村	174	2,083	3,709	178.06	24,691,852	6,657	11,854
81	みなかみ町	530	6,368	11,941	187.52	75,243,107	6,301	11,816
60	玉村町	596	7,153	17,178	240.15	95,474,275	5,558	13,347
66	板倉町	316	3,785	8,013	211.70	47,767,814	5,961	12,620
67	明和町	245	2,939	6,059	206.16	29,658,510	4,895	10,091
68	千代田町	222	2,657	6,186	232.82	34,781,306	5,623	13,090
69	大泉町	664	7,964	18,616	233.75	87,575,904	4,704	10,996
70	邑楽町	536	6,434	14,532	225.86	77,204,208	5,313	11,999
計		40,939	491,186	1,091,089	222.13	6,049,686,850	5,545	12,316

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。

5 令和2年度福祉医療費助成実績

○ 母子家庭等

市町村名		対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費助成額	1件当たり 助成額	1人1月当たり 助成額
		人	人	件	%	円	円	円
1	前橋市	4,902	58,826	63,370	107.72	172,573,336	2,723	2,934
2	高崎市	5,441	65,292	69,980	107.18	191,591,324	2,738	2,934
3	桐生市	1,817	21,802	25,153	115.37	66,318,466	2,637	3,042
4	伊勢崎市	3,645	43,735	46,524	106.38	118,620,479	2,550	2,712
5	太田市	3,595	43,138	42,789	99.19	110,940,621	2,593	2,572
6	沼田市	880	10,564	10,691	101.20	30,434,447	2,847	2,881
7	館林市	1,302	15,624	14,974	95.84	38,993,553	2,604	2,496
8	渋川市	1,089	13,069	12,882	98.57	36,908,636	2,865	2,824
9	藤岡市	1,072	12,858	13,710	106.63	36,486,897	2,661	2,838
10	富岡市	671	8,049	8,188	101.73	21,889,401	2,673	2,720
11	安中市	809	9,702	9,967	102.73	27,435,905	2,753	2,828
82	みどり市	842	10,102	11,330	112.16	31,631,214	2,792	3,131
28	榛東村	233	2,792	3,191	114.29	8,185,420	2,565	2,932
29	吉岡町	329	3,951	4,014	101.59	11,131,371	2,773	2,817
33	神流町	17	207	90	43.48	198,150	2,202	957
35	上野村	11	135	84	62.22	209,167	2,490	1,549
37	下仁田町	99	1,186	1,088	91.74	2,601,879	2,391	2,194
38	南牧村	8	92	61	66.30	240,468	3,942	2,614
39	甘楽町	151	1,813	1,862	102.70	4,221,704	2,267	2,329
41	中之条町	159	1,904	1,802	94.64	5,669,063	3,146	2,977
44	長野原町	65	778	503	64.65	1,267,795	2,520	1,630
45	嬭恋村	82	988	644	65.18	1,505,814	2,338	1,524
46	草津町	65	784	671	85.59	1,866,356	2,781	2,381
48	高山村	53	633	549	86.73	1,455,345	2,651	2,299
83	東吾妻町	122	1,468	1,367	93.12	3,803,083	2,782	2,591
51	片品村	47	566	396	69.96	983,624	2,484	1,738
52	川場村	29	344	438	127.33	1,211,241	2,765	3,521
56	昭和村	122	1,467	1,400	95.43	3,659,920	2,614	2,495
81	みなかみ町	223	2,679	2,686	100.26	7,092,123	2,640	2,647
60	玉村町	550	6,602	6,462	97.88	17,545,064	2,715	2,658
66	板倉町	82	978	1,009	103.17	2,552,016	2,529	2,609
67	明和町	169	2,022	1,750	86.55	4,655,158	2,660	2,302
68	千代田町	171	2,057	1,874	91.10	5,881,836	3,139	2,859
69	大泉町	626	7,511	8,185	108.97	19,961,641	2,439	2,658
70	邑楽町	410	4,919	4,905	99.72	12,007,047	2,448	2,441
計		29,888	358,637	374,589	104.45	1,001,729,564	2,674	2,793

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。

5 令和2年度福祉医療費助成実績

○ 父子家庭

市町村名		対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費助成額	1件当たり 助成額	1人1月当たり 助成額
		人	人	件	%	円	円	円
1	前橋市	114	1,373	1,491	108.59	4,841,476	3,247	3,526
2	高崎市	281	3,373	2,653	78.65	8,439,025	3,181	2,502
3	桐生市	101	1,214	1,154	95.06	6,281,142	5,443	5,174
4	伊勢崎市	166	1,994	1,446	72.52	4,037,537	2,792	2,025
5	太田市	139	1,663	1,414	85.03	5,486,253	3,880	3,299
6	沼田市	38	452	436	96.46	1,139,017	2,612	2,520
7	館林市	72	864	565	65.39	1,915,039	3,389	2,216
8	渋川市	51	617	585	94.81	1,537,953	2,629	2,493
9	藤岡市	31	371	331	89.22	1,163,491	3,515	3,136
10	富岡市	24	283	198	69.96	734,911	3,712	2,597
11	安中市	56	676	635	93.93	1,911,868	3,011	2,828
82	みどり市	49	592	454	76.69	1,210,079	2,665	2,044
28	榛東村	9	108	86	79.63	235,776	2,742	2,183
29	吉岡町	6	74	61	82.43	177,892	2,916	2,404
33	神流町	2	22	6	27.27	5,520	0	0
35	上野村	0	0	0	0.00	0	0	0
37	下仁田町	4	48	32	66.67	76,699	2,397	1,598
38	南牧村	1	6	6	100.00	22,092	3,682	3,682
39	甘楽町	2	18	25	138.89	79,462	3,178	4,415
41	中之条町	8	90	47	52.22	96,645	2,056	1,074
44	長野原町	9	102	42	41.18	87,829	2,091	861
45	嬭恋村	6	72	1	1.39	1,758	1,758	24
46	草津町	4	48	45	93.75	142,385	3,164	2,966
48	高山村	9	108	78	72.22	289,362	3,710	2,679
83	東吾妻町	7	84	45	53.57	140,910	3,131	1,678
51	片品村	2	24	1	4.17	378	378	16
52	川場村	9	108	112	103.70	520,521	4,648	4,820
56	昭和村	0	0	0	0.00	0	0	0
81	みなかみ町	12	142	99	69.72	330,306	3,336	2,326
60	玉村町	21	248	166	66.94	634,026	3,819	2,557
66	板倉町	5	64	103	160.94	241,785	2,347	3,778
67	明和町	5	60	87	145.00	291,795	3,354	4,863
68	千代田町	12	144	165	114.58	496,826	3,011	3,450
69	大泉町	17	201	158	78.61	494,047	3,127	2,458
70	邑楽町	26	308	196	63.64	854,854	4,362	2,776
計		1,298	15,551	12,923	83.10	43,918,659	3,398	2,824

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。

用語の解説

1 保険者

保険事故（疾病，負傷，出産，死亡）が発生した場合に、損害の補てん、その他の保険給付をする義務がある者をいう。国保の保険者は市町村と国保組合である。

2 被保険者

保険の利益を受ける者をいう。給付事由が発生すれば権利として保険給付を受けることができると同時に、他方、保険料（税）の納付義務を負う。

市町村国保の被保険者の資格要件は、当該市町村の区域内に住所を有することであり、国保組合の場合は、当該組合員または組合員と同じ世帯に属する者である。

3 退職被保険者

市町村国保の被保険者のうち、被用者年金保険に基づく老齢または退職年金を受けられることのできる者であって、一定期間被用者年金保険に加入していた者である。

4 退職被保険者の被扶養者

市町村国保の被保険者のうち、退職被保険者の直系尊属、配偶者、その他三親等以内の親族等で退職被保険者に扶養されている者をいう。

5 療養の給付

医療給付の形態で、現物給付をいう。すなわち、被保険者であることを被保険者証によって明らかにすると同時に、保険医療機関から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関に保険者から支払われる。

6 入院時食事療養費

被保険者が療養の給付と併せて食事療養を受けた場合に支給されるものである。

7 療養の給付等

療養の給付、入院時食事療養費及び訪問看護療養費を合算したものをいう。

8 療養費

療養の給付等を行うことが困難な場合や、被保険者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関で被保険者証を提出せずに診療を受け医療費の全部を支払った場合、事後、領収書等を基に保険者が直接被保険者に現金で給付するものをいう。

9 療養費等

療養費、入院時食事療養費差額支給分及び移送費を合算したものをいう。

10 費用額

診療報酬点数に単価を乗じたものである。

11 一部負担金

被保険者が保険医療機関等から必要な治療を受ける時に支払う負担金をいい、保険者または制度により 0%～30%の一部負担割合となっている。

12 保険者負担金

療養諸費費用額のうち保険者が負担する費用であるが、高額療養費として支給する分は含まれていない。

13 他法負担分

療養諸費費用額のうち、国保法以外の法律や地方公共団体の条例等に基づいて負担される費用である。国保に優先して費用額の公費助成が行われる他法優先、各法または条例等により一部負担金相当部に公費助成がある国保優先とに分かれる。

14 高額療養費

同一の被保険者が、同一月内に同一の病院、診療所、薬局等で療養の給付または療養費の支給を受けた場合において、その療養に係る一部負担金の額が法令に定める額を超えるときに、保険者がその超えた額を支給する。

15 医療費諸率

医療保険における診療費の分析に用いる受診率、一件当たり日数と1日当たり費用額の積である1件当たり費用額を医療費諸率という。

- ① 受診率は、年間受診件数を年間平均被保険者数で除して100倍したもので、通例被保険者100人当たり受診件数をもって表される。
- ② 1件当たり日数は、受診日数を受診件数で除したものの。
- ③ 1日当たり費用額は、入院、入院外、歯科及び合計ごとに、年間の受診日数で年間の費用額（療養の給付の診療費）を除して得た額。
- ④ 1人当たり費用額は、入院、入院外、歯科及び合計ごとに、年間平均被保険者数で、年間の費用額（療養の給付の診療費）を除して得た額。
- ⑤ 受診件数は、診療報酬明細書の枚数をいい、1人の患者が2か月間にわたって1医療機関で診療を受けた場合は2件になり、また、同一人が同一月に外来と入院を受診した場合や2つの医療機関で受診した場合は、それぞれ明細書が作成されるので、これらの場合も2件となる。

16 療養諸費費用額

療養の給付等及び療養費等の費用額の合計であり、国保における医療費を意味する。

17 出産育児一時金

保険者は、被保険者の出産に関して市町村の場合は条例、国保組合は規約の定めるところにより出産育児一時金の支給を行う。

18 葬祭費

保険者は、被保険者の死亡に関して市町村は条例、国保組合は規約の定めるところにより葬祭費の支給を行う。

19 国保の直営診療所（直診）

保険者が保険給付または被保険者の健康の増進のために国民健康保険特別会計により設置する人的、物的、有形、無形の活動の総称を保健事業というが、その中で特に医療と予防を行う施設をいう。

令和 2 年度 国民健康保険事業状況

令和 5 年 2 月発行

発 行 群馬県健康福祉部国保援護課

注) 各統計資料の数値は、令和 2 年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）等を基にしており、数値に端数が生じる場合には、すべて四捨五入で処理しています。